

B-5 金石文 始末記

今回は、B-4（神事、仏事の初歩的常識）に関連して、一部はその延長上そして一部は処理事例等を交え、「庚申塔」のような所謂「金石文」についての課題と処方について掲載します。

そもそも『金石文（きんせきぶん）』とは、から繙くこととします。

もともとは、それなりの故事、来歴のある石・金物等に彫られた（刻まれた）文字、文様のことであるが、それらが彫刻・刻印された石碑・石像類または金物、鋳物等で特に民間伝承の文化に係わりのあるものについて、その物体を含めた総称として『金石文』と呼称される場合がある。

殊に、地元においては「きんせきぶんの刻まれた、あの石碑は・・・」と丁寧に表現することはなく、それらをストレートに総称することが多い。以上 charge 芳賀

開発事業と金石文

各種の開発事業においては、いかに民間文化の色濃い金石文であっても事業の意図する計画において、そのままの状態でも存置することが支障となる場合がある。

特に土地区画整理事業の場合にあっては、本来従前地の仮換地に移転する事を原則としている建築物等として位置づけられるので、支障がある場合は何らかの方法での移転・移動が必要となるが、現場における移転補償業務においては、次の問題点等のためその処理について難渋する事が多い。

① 石碑等の真の所有者（又は管理者）を掌握しにくい

以前から平穏かつ伝承的に、一種の信仰の対象とされてきている例が多く、そうした場合の信奉者は不特定多数であり、所有権などの特定権利の意識下でない。

又、集落単位の“講”等によって伝承され保存されてきている例も多く、その所在する土地柄の風土もあって、補償する場合の特定の権利者を絞り込むことが困難なケースが多い。

② 移転先が特定できない（移転先地がなくなる）

この種の金石文の多くは、公共用地の一部（道路の辻とか、法面又は残余地等）に存する場合が多く、或いは公共用地でないとしても入会地・共有地というケースもある。

従って、区画整理事業の場合に従前所在地の仮換地を移転先地として特定することが難しい。

* 現場においてはよく、移転を実行する者が決まっても『判った！ それなら、

補償金と一緒に崇拝の気持ちと“移転先地”を持ってこい。!!』と言われる。

③ 移転・移動を忌避したがる傾向にある

なかんずく、庚申塔、馬頭観音、地神塔或いは不動明王等の石碑・石仏は、その塚等と共に昔より触れたり動かしたりすると祟りがある等の謂れが多く残っていて、一般に移転については関係したがる、避けて通る傾向にある。

それ故に、縦しんば権利者が特定され、移転場所の用意がある程度はつきりしてきても、移転の実行行為には消極的である。

④ 除却工法に馴染まない物件

由縁があつて今日まで伝承され存続してきており、世評等を配慮した場合、単に開発事業の大儀名分を以って直裁に除却すればいい!! という考え方には至らない。

始末の方策と運用

イ、移転先

- ・ 最寄りの（又は宗旨の儀軌に即した）神社・お寺 等
 - …… 神職又住職、檀家等及び上部団体、総代会の承認等が必要
- ・ 公民館、集会所等の敷地
 - …… 利用者全体の了解と土地所有者の承諾、並びに町内会（場合によっては行政）の決議・許可等による。
- ・ 個人の墓地、個人の敷地内など
 - …… 墓地宗派、邸内祠との合祀等について留意する必要あり。
- ・ その他

市町村等自治体との協議による収め方

- 碑文が割合に明確でかつ全体の姿が整っているもので、特定の者の特定の宗教が絡まないものなどは、地方自治体にあつて「文化財保護セクション」が組織されておれば限定的ながら引き受けるケースがある。

自治体の教育部門及び近隣の「保護セクション」と相談することは、有意義である。

- 移転場所としては、従前の情景に見合う公園・法面・水路敷が考えられるが、昨今の公共用地管理の観点から（将来の）管理者に設置を拒否される事が多い。

しかし、適地があれば世話人代表等とともに、協議する余地はある。

ロ、補償対象者 …… 概ね、次の手順で当たっていくことが肝要である。

- ① 所在する土地の所有者又は権利者
- ② 石碑等の建立者、奉納者（その家系の現当主）
- ③ 講・社を対象とする場合は、代表者・世話人等を選定して責任ある補償対象者を絞っていく。尤も、複数でも差し支えない。
- ④ 町内会等の有識者・有力者の関与を願う。
- ⑤ その他 地域慣行による補償方法 等

殆どの場合、順序よく誠意を以って探っていけば、快諾とはいかなくとも対応していただけるものであって、補償担当者のほうでも移転実行に付合うぐらいの気持ちが必要ではないだろうか。

ハ、補償金

- ・ 例えば「墓石一個あたりの標準単価による」という積算でなく、対象物の実際の寸法・重量に従い、個別に積算、算定することが合理的である。何故なら、通常の標準的な墓石等と違い、石材の種類、根入れと重ねの程度、後背部の形状 等に特徴があり、特に複数を同時に扱う場合にあっては「標準の算定方式」では均衡を失する事となる。

場合により、専門家見積りも有効となる。

- ・ 閉眼、開眼の祭祀、弔祭の費用は、単に基準の適用に止まらず、宗儀・講中の規模等を重要な要件として考慮する。
- * 補償金総額は、一般の物件移転の観念からすると比較的高額に算定されるように思われるが、それは、一団の物件として扱われず個々の対象毎に「工作物」及び「通損」が積算され、一方「物件移転費」に比して「祭祀料等の通損」の割合が大きいことによる。
- * 税務に関する「物件移転費及び移転雑費」は、本来「移転補償金」の扱いになるのであろうが、全くの私的財産として扱う場合は別として、信仰対象物の処理であり且つ関係人の総数の見合いもあって、「支払い調書」等の提出を要しないケースが圧倒的だと考えられる。

なお、「祭祀料等」は当然『課税の執務基準』のとおり非課税の扱いであるが、関係する者が多くかつ神仏に関する事でもあり、実際の移転にあつて物件移転費ばかりでなく祭祀料を合わせても、移転経費の残余の所得を生じるということは、ほとんど例が無いといえる。

金石文移転補償を行う上での心得

- ・ 所有者、代表者等の権利者との交渉においては、街創りの情熱と誠意ある態度で

臨むことが肝要で、その底流に敬意・尊厳の心意気があれば、自ずから取り組みの姿勢は評価される。

状況によって、石仏に向かって合掌するなど、敬虔の気持ちを作法として表しておく。なお、実際の移転・祭祀の場に立ち会うぐらいの行動も必要

⇒ 携わる者としての、自己に対する心情の浄化作用にも結びつくのである。

- ・ 一般に、神仏は“安易な改易・遷座は好まない”と謂われるが、公共事業としての全体への貢献等について、先ず、担当者自信が咀嚼し自信をもって臨まねば、到底地元を動かす事は出来ない。

又、神・仏と雖も、関係する者が一致して敬意の意識を以って当たれば、障害もなく円滑に目的達成できるものである。

なお、仏は、概して後世の人との触れ合いを善しとするが、神は“飽くまでも孤高である”と云われているので、その点は留意して掛かる必要がある。

- ・ 強制的な移転、除却は現実問題として非常に困難であり、安易に「直接施行」等の方法を説明すべきでない。根気よく“一緒に事に当たしましょう。”と説得に努める必要がある。
- ・ その金石文についての“謂れ、所以等のあらまし”をある程度心得ていると話の展開が拓け易い。

【例】庚申（かのえ さる）

- ・ 十幹（干）、十二枝（支）の組み合わせ 最小公倍数 60（日・年）
- ・ 青面金剛の像として三猿（ミザル・キカザル・イワザル）を踏まえた姿で彫刻されている事が多い。
- ・ 神としては猿田彦命であり、神仏混合の民間伝承が推測できる。もっともこの命（尊）は荒神ともいわれる。
- ・ その縁日には、子供をつくらぬ事というシキタリが敷衍し、青年男子は当日の夜、集会所等で夜通し飲み明かす等の習慣があったようである。

金石文始末の留意事項

金石文等を扱う場合にあっても、移転先等の点で現場においては「中断移転」の要請が多い。しかし、最も留意すべき点は仮移転である。即ち、仮移転・仮置きは往々にして施行者了知の基に事業施行地区内の比較的支障のない場所に、暫定的としながらも集合し合祀するケースとなるが、実際の本移転又は再移動が必要となった時は、前述の要件が様々に輻輳して、大変厄介な問題を抱えることとなる。

従って、どうしても仮移転が必要な場合、仮置きするその時点で、将来どのように処置

するかを明確に約定する等の手立てを講ずべきであるが、ただし、その約定も、何時・誰が・何処に・どのように等について正確に約束するということは、相手方も事業者の方も確約出来ない事情もあって困難性を伴うものとなる。

なお、中断移転であっても、一般の建物等の契約方式は馴染まない（移転行為 対 補償金を債権・債務と捕らえる感触が薄い事、及び、仮換地使用収益に伴う復帰移転という観点にない事等）ことから、片道づつの個別の補償契約とならざるを得ない訳で、尚更、埒の開かないものとなる可能性が強い。

＊出来れば、中断行為は避けたいところである。』

以 上